

5 健障支第 598 号
令和 5 年 10 月 3 日

各指定共同生活援助事業所管理者様

名古屋市健康福祉局長

利用者から支払いを受ける食材料費に係る実態調査について（要回答）

平素は、本市の障害福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

この度、愛知県から、共同生活援助の利用者に対するサービス水準の確保のため、指定共同生活援助事業者が利用者から支払いを受ける食材料費について、調査を実施するよう依頼がありました。

つきましては、本市におきましても障害者総合支援法第 10 条に基づき調査を実施いたしますので、**令和 5 年 10 月 31 日（火）までに**、ウェルネットなごや「食材料費に係る実態調査について（要回答）」ページから「調査票」をダウンロードし必要事項を記載のうえ「回答フォーム（外部リンク）」に添付して回答していただきますようお願いいたします。（別紙「調査票」に必要事項を記載のうえ F A X にて送信していただいても差し支えありません。）

なお、ご回答いただきました内容につきましては、愛知県に情報提供しますので、ご理解いただきますよう重ねてお願いいたします。

（参考）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
第十条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（問い合わせ）

健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係
電 話 052-972-3967
F A X 052-972-4149
メール a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp